

第73回全日本都道府県対抗剣道優勝大会東京都予選会要項

日 時 令和7年2月8日（土） 午前9時開門 午前10時開始

場 所 東京武道館（足立区綾瀬3-20-1）
◇ 東京メトロ千代田線綾瀬駅東口下車 徒歩5分

参加資格 先鋒の部——高校生
次鋒の部——大学生
5将の部——年齢18歳以上35歳未満。警察職員・教職員（教育委員会職員を含む、但し、非常勤講師を除く。以下同じ）
高校生・大学生を除く。
中堅の部——教職員。年齢に制限なし。
3将の部——警察職員。年齢に制限なし。
副将の部——年齢35歳以上。警察職員・教職員を除く。
大将の部——剣道教士七段以上。年齢50歳以上の者。

※年齢基準は令和7年4月28日とする。

※職業資格基準は申込締切日現在とする。

※警察職員・教職員とは警察官、教員及びそれぞれの事務職員を含む。

※本大会に出場した者は、他の道府県の予選会には、出場することができない。

参加人員 基 準 1. 次鋒の部 東京都学生剣道クラブから16名以内
2. 5将の部・副将の部・大将の部、おののの
会員数 400名以内の団体は 4名以内
401~1000 6〃
1001~3000 8〃
3001~4000 12〃
4001名以上 14〃
3. 中堅の部 東京都学校剣道連盟から16名以内
(小学校3、中学5、高校5、大学3を基準とする。)
4. 3将の部 警視庁12名以内、皇宮4名以内

選抜方法 先鋒の部は、高体連が選手1名・補員1名を推薦する。
それ以外の次鋒・5将・中堅・3将・副将・大将の部は、各部毎に
トーナメント法によって試合を行い各部の第1位者をもって代表チーム
を編成する。なお、この場合第2位者をもって補員とする。

試合及び (1)全日本剣道連盟剣道試合・審判規則と同細則による。

審判規則

(2)試合は3本勝負、試合時間は5分とする。試合時間内に勝敗の決しない場合は、延長戦を行い、先に一本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってからの試合時間は3分区切りで勝敗が決するまで継続する。

竹刀計量 (1)竹刀の計量は必ず受けること。

(2)竹刀の重さ、長さ、太さは次のとおりとする。

長さ	重さ	太さ
120センチメートル以下	510グラム以上	先端部最小直径 26ミリメートル以上 ちくとう最小直径 21ミリメートル以上

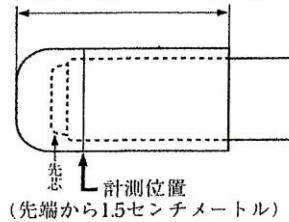
ただし、二刀の場合は、

大刀	114センチメートル以下	440グラム以上	先端部最小直径 25ミリメートル以上
			ちくとう最小直径 20ミリメートル以上
小刀	62センチメートル以下	280~300グラム	先端部最小直径 24ミリメートル以上
			ちくとう最小直径 19ミリメートル以上

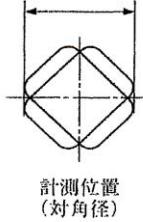
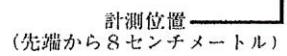
付 剣道試合・審判運営要領

<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

先革の長さ50ミリメートル以上



<ちくとうの最小直径値の計測方法>



参加料 1名1,100円（内消費税100円）を申込時に納入する。

傷害保険料 1名200円を申込時に参加料とともに納入する。

申込期日 令和7年1月14日（火）

申込場所 〒105-0004 港区新橋4-24-2 東京都剣道連盟
電話 03-5405-2166 fax 03-5405-3680

表彰 優勝・二位を表彰する。

個人情報 保護法への対応

申込書に記載される個人情報（所属団体名、称号・段位、漢字氏名、年齢、住所、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟（以下「東剣連」という）が実施する全国大会ならび本予選会運営のために利用することがある。なお、所属団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、東京剣連だより等）に公表することがある。更に次に列挙するとおり、剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 東剣連および東剣連が認める報道機関等が撮影した写真が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 東剣連および東剣連が認める報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 東剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が頒布されることがある（以上を申込者に周知して下さい）。

その他

- (1)名札は、必ず所属団体名と姓が記入されているものをする。
- (2)試合時にはシールド（マウスガード）または面マスクを着用してください。
- (3)主催者は、大会中の事故に対し（大会会場への往復途上を含む）傷害保険に加入する。なお、大会実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は本人が負担する。
- (4)車の乗り入れは厳禁されております。又、付近の道路は駐車禁止になっておりますので特にご注意下さい。
- (5)靴入れのビニール袋をご持参下さい。

